一部の表については、数値精査中のため、掲載を一時中止しております。

Ⅲ　調査結果の概要

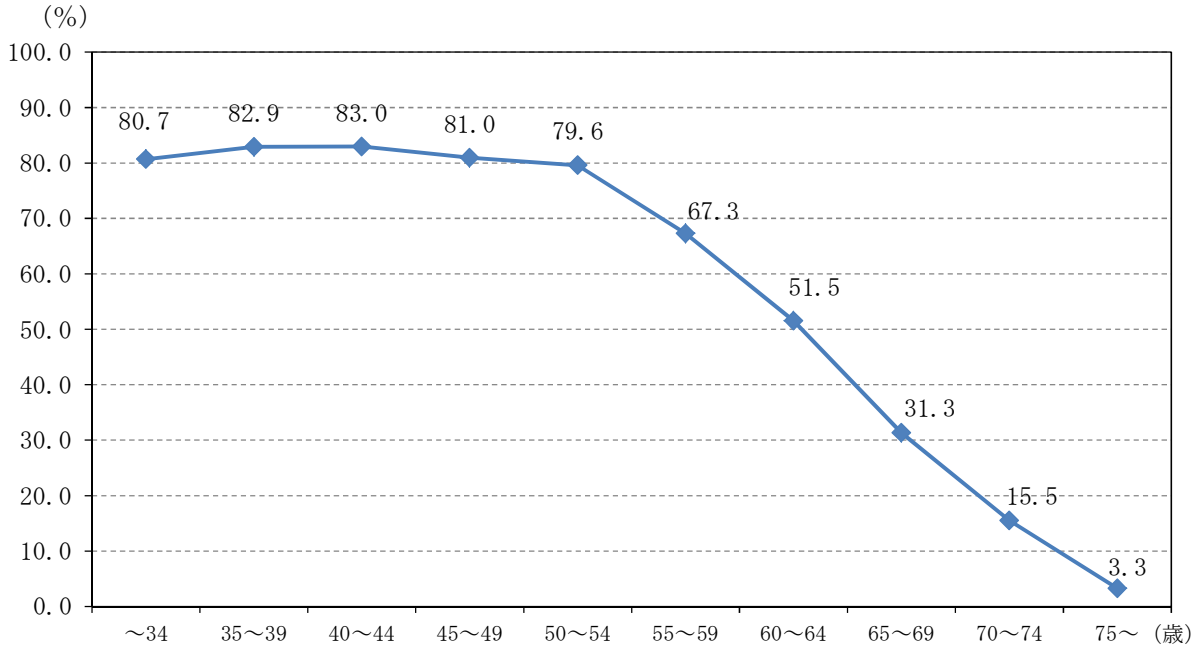
１．就業状況

（１）就業率

年齢階級別に受給者の就業率をみると、55歳未満の各階級ではいずれも80%前後となっており、55歳以上の階級では、年齢が上がるにつれて就業率が下がる傾向にある。

また、制度別に年齢計の就業率をみると、「厚生年金のみ」で12.5%、「厚生年金と基礎年金の両方」で78.9%、「基礎年金のみ」で84.0%、「寡婦年金」で67.6%となっており、受給者の９割近くが65歳以上である「厚生年金のみ」と、受給者のほぼ全体が65歳未満である「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」で、年齢計の就業率に差が出ている。

第Ⅲ－１図　年齢階級別　就業率（制度計）



第Ⅲ－２表　制度別・年齢階級別　就業率

	計	～44	45～54	55～64	65～74	75～	65歳未満（再掲）
							（単位：%）
計	13.7	82.7	80.1	56.7	22.2	3.3	63.6
厚生年金のみ	12.5	83.3	79.6	56.2	22.1	3.3	60.2
厚生年金と基礎年金の両方	78.9	81.1	79.9	65.7	53.8	－	79.0
基礎年金のみ	84.0	86.1	83.8	68.3	－	－	84.0
寡婦年金	67.6	・	・	67.6	・	・	67.6

（２）仕事の内容、就業時間及び労働収入

就業している者について仕事の内容を制度別にみると、いずれの制度においても「臨時・パート等」が最も多く、「厚生年金のみ」で50.1%、「厚生年金と基礎年金の両方」で56.7%、「基礎年金のみ」で47.0%、「寡婦年金」で50.6%と、おおむね50%前後を占める結果となっている。

また、受給者の大半が65歳以上である「厚生年金のみ」及び受給者の全体が60歳～64歳である「寡婦年金」では「自営業主」または「自営業主の家族従業者」の割合が、受給者のほぼ全体が65歳未満である「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」では「常勤の会社員・公務員等」の割合が、比較的高くなっており、各制度における受給者の特性の違いを反映した結果となっている。

第Ⅲ－３表　制度別・仕事の内容別　構成割合

	仕事の内容						
	計	常勤	臨時	自営	家族従業者	その他	不詳
							（単位：%）
計	100.0	15.6	50.5	14.4	5.9	9.8	3.8
厚生年金のみ	100.0	13.8	50.1	15.3	6.3	10.5	4.0
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	30.7	56.7	5.3	1.3	4.0	2.0
基礎年金のみ	100.0	40.8	47.0	5.8	1.8	3.3	1.1
寡婦年金	100.0	11.2	50.6	18.1	11.0	4.5	4.7

次に、就業している者について１週間あたりの就業時間を制度別にみると、「厚生年金のみ」では「０～10時間」が28.7%と最も多く、次いで「10～20時間」が23.4%となっている。

また、「常勤の会社員・公務員等」の割合が比較的高い「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」では「30～40時間」がそれぞれ29.2%、28.2%と最も多く、次いで「40～時間」がそれぞれ20.2%、30.7%となっており、１週間あたりの就業時間が30時間以上の者がそれぞれの半数程度を占める結果となっている。「寡婦年金」では「30～40時間」が25.8%と最も多くなっており、他の階級よりも比較的高くなっている。

第Ⅲ－４表　制度別・就業時間別　構成割合

	１週間あたり就業時間						
	計	０～10	10～20	20～30	30～40	40～	不詳
							（単位：%）
計	100.0	27.5	22.1	17.0	17.8	12.1	3.4
厚生年金のみ	100.0	28.7	23.4	16.9	16.5	10.9	3.6
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	18.6	11.4	19.1	29.2	20.2	1.6
基礎年金のみ	100.0	15.9	9.3	14.9	28.2	30.7	1.0
寡婦年金	100.0	18.9	17.1	21.5	25.8	14.6	2.0

さらに、就業している者について前年１年間の労働による収入をみると、「厚生年金のみ」及び「寡婦年金」では「～100万円」がそれぞれ54.1%、42.3%と最も多く、次いで「100～200万円」がそれぞれ25.7%、37.8%となっている。また、「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」では「100～200万円」がそれぞれ38.3%、32.9%と最も多く、次いで「～100万円」がそれぞれ31.4%、25.9%となっている。

第Ⅲ－５表　制度別・本人の労働による収入額階級別　構成割合

	本人の労働による年間収入（万円）							
	計	～100	100～200	200～300	300～500	500～850	850～	不詳
								（単位：%）
計	100.0	51.6	26.9	9.4	7.1	2.4	1.0	1.5
厚生年金のみ	100.0	54.1	25.7	8.7	6.7	2.1	1.1	1.6
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	31.4	38.3	15.4	9.9	3.8	0.3	1.0
基礎年金のみ	100.0	25.9	32.9	16.3	15.5	8.9	0.2	0.3
寡婦年金	100.0	42.3	37.8	12.6	4.5	1.4	0.4	1.0

（３）働いていない理由

就業していない者についてその理由を年齢階級別にみると、「働きたいが、働く場がない」と答えた者の割合は、「～44歳」で11.6%、「45～54歳」で21.5%、「55～64歳」で16.5%、「65～74歳」で14.4%、「75～歳」で2.4%となっており、75歳未満の各階級と75歳以上で差が出ている。一方、「特に働く必要がない」と答えた者の割合は、「～44歳」で2.7%、「45～54歳」で5.1%、「55～64歳」で12.2%、「65～74歳」で12.0%、「75～歳」で7.7%となっており、「55～64歳」にかけて増加しその後減少している。また、「働くことができない（育児・病気・高齢等のため）」と答えた者の割合は、「～44歳」で47.7%、「45～54歳」で33.1%、「55～64歳」で44.0%、「65～74歳」で60.2%、「75～歳」で81.3%となっている。

第Ⅲ－６表　制度別・働いていない理由別　構成割合

	働いていない理由					
	計	働く場がない	働く必要がない	育児・病気・高齢等	その他	不詳
						（単位：%）
計	100.0	5.4	8.7	75.3	6.0	4.5
～44	100.0	11.6	2.7	47.7	22.6	15.4
45～54	100.0	21.5	5.1	33.1	38.8	1.5
55～64	100.0	16.5	12.2	44.0	22.2	5.2
65～74	100.0	14.4	12.0	60.2	9.2	4.1
75～	100.0	2.4	7.7	81.3	4.1	4.6

２．被保険者の死亡に伴う受給者の就業状況の変化

被保険者の死亡に伴う受給者の就業状況の変化を、被保険者死亡時の受給者の年齢階級別にみると、「被保険者死亡前に仕事あり」の者については、年齢が上がるにつれて「転職した」の割合が減少し、「辞職した」の割合は増加する傾向にある。さらに、転職した者についてその目的をみると、「収入増加の目的」で転職した者の割合は、年齢の低い階級ほど高くなっている。

また、「被保険者死亡前に仕事なし」の者については、年齢が上がるにつれて「就職した」の割合が減少し、「無職のまま」の割合は増加する傾向にある。

第Ⅲ－７表　被保険者死亡時の受給者の年齢階級別・被保険者の死亡に伴う就業状況の変化別　構成割合（制度計）

被保険者死亡時の受給者年齢	被保険者の死亡に伴う就業状況の変化									
	計	被保険者死亡前に仕事あり							被保険者死亡前に仕事なし		
		計	転職した				仕事を変えていない	辞職した	計	就職した	無職のまま
				収入増加の目的	それ以外の目的	不詳					
											（単位：%）
計	100.0	37.4	5.2	2.5	2.5	0.2	23.7	8.5	62.6	3.4	59.2
～34	100.0	53.9	19.6	12.6	6.3	0.8	26.9	7.4	46.1	36.4	9.7
35～44	100.0	67.3	24.2	14.9	8.8	0.6	38.8	4.3	32.7	19.1	13.6
45～54	100.0	72.0	13.5	6.5	6.9	0.1	46.9	11.6	28.0	7.3	20.7
55～64	100.0	54.6	5.1	1.9	3.0	0.2	35.0	14.5	45.4	2.1	43.3
65～	100.0	18.3	0.8	0.2	0.5	0.1	11.7	5.8	81.7	0.3	81.3

次に、被保険者の死亡に伴う受給者の就業状況の変化を、被保険者死亡前の受給者の就業状況別にみると、被保険者死亡前に「仕事あり」の者については、いずれの仕事においても「仕事を変えていない」が最も多く、仕事全体で63.3%となっている。また、「転職した」の割合は「臨時・パート等」で18.1%と、他の就業形態に比べて高くなっており、うち「収入増加の目的」は10.0%となっている。被保険者死亡前に「仕事なし」の者については、９割以上が「無職のまま」となっている。

第Ⅲ－８表　被保険者の死亡前の就業状況別・被保険者の死亡に伴う就業状況の変化別　構成割合（制度計）

被保険者死亡前の就業状況		被保険者の死亡に伴う就業状況の変化								
		計	転職した				就職した	辞職した	仕事を変えていない	無職のまま
				収入増加の目的	それ以外の目的	不詳				
										（単位：%）
	計	100.0	13.9	6.8	6.7	0.4	・	22.8	63.3	・
仕事あり	常勤	100.0	12.0	3.3	8.2	0.5	・	20.4	67.6	・
仕事あり	臨時	100.0	18.1	10.0	7.7	0.4	・	24.4	57.6	・
仕事あり	自営	100.0	6.9	2.9	3.1	0.9	・	16.0	77.1	・
仕事あり	家族従業者	100.0	9.8	4.3	5.3	0.3	・	27.7	62.5	・
仕事あり	その他	100.0	10.4	5.7	4.7	－	・	20.7	68.9	・
仕事なし		100.0	・	・	・	・	5.4	・	・	94.6

３．世帯の状況

（１）世帯類型

受給者の世帯類型をみると、「厚生年金のみ」では「単身世帯」が51.7%と全体の半数以上を占め、次いで「本人と子の世帯」が30.8%となっている。

また、「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」では、加給対象者となる子がいることが遺族基礎年金の受給要件となることから、「単身世帯」及び「本人と親の世帯」はなく、「本人と子の世帯」がそれぞれ82.1%、79.7%と最も多く、次いで「本人と親、子の世帯」がそれぞれ13.3%、14.6%となっている。「寡婦年金」では「本人と子の世帯」が39.8%と最も多く、次いで「単身世帯」が29.7%となっている。

第Ⅲ－９表　制度別・世帯類型別　構成割合

	計	単身	本人と子	本人と親、子	本人と親	その他	不詳
							（単位：%）
計	100.0	50.8	31.7	1.1	0.8	13.1	2.6
厚生年金のみ	100.0	51.7	30.8	0.9	0.8	13.2	2.6
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	・	82.1	13.3	・	3.2	1.4
基礎年金のみ	100.0	・	79.7	14.6	・	3.6	2.2
寡婦年金	100.0	29.7	39.8	7.1	6.5	15.1	1.8

（２）有業人員数

受給者世帯の有業人員数をみると、「厚生年金のみ」では「０人」が49.8%と最も多く、次いで「１人」が28.8%となっている。一方、「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」では、「厚生年金のみ」と比べて受給者本人の就業率が高いため、「０人」は比較的少なく、それぞれ15.3%、11.5%となっている。最も多いのはいずれも「１人」で、それぞれ65.0%、69.7%となっており、次いで「２人」がそれぞれ15.8%、15.3%となっている。また、「寡婦年金」では「１人」が41.7%と最も多く、次いで「２人」が32.0%となっている。

第Ⅲ－10表　制度別・有業人員数別　構成割合

	計	０人	１人	２人	３人	４人	５人	６人以上
								（単位：%）
計	100.0	49.1	29.5	15.1	5.0	1.1	0.2	0.0
厚生年金のみ	100.0	49.8	28.8	15.0	5.0	1.2	0.2	0.0
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	15.3	65.0	15.8	3.4	0.3	0.1	－
基礎年金のみ	100.0	11.5	69.7	15.3	2.9	0.5	0.1	－
寡婦年金	100.0	10.7	41.7	32.0	13.4	2.2	－	－

（３）世帯収入

「（３）世帯収入」については、数値精査中のため、掲載を一時中止しております。

（４）世帯の主要な収入源

受給者世帯の主要な収入源をみると、「厚生年金のみ」では「自己の年金」のみの割合が最も多く、54.0％と全体の半数以上を占めており、次いで「自己の年金と子供の収入」が13.0％となっている。また、主要な収入源に「自己の年金」を含む者の割合は、全体の７割以上となっている。

受給者本人の就業率が比較的高い「厚生年金と基礎年金の両方」では、「自己の年金と自己の労働収入」が32.8％と最も多く、「基礎年金のみ」では「自己の労働収入」が36.0％と最も多い。これに「自己の年金」のみの割合を加えた３種類の合計で、いずれも全体の８割以上を占める結果となっており、遺族基礎年金受給者の世帯における収入源の中心は、「自己の年金」及び「自己の労働収入」となっている。

また、他の制度に比べて年金額が低い「寡婦年金」では、「自己の労働収入」のみの割合が26.5％と最も多く、次いで「自己の年金と自己の労働収入」の割合が12.6％となっており、主要な収入源に「自己の年金」をあげた者の割合は、他の制度と比べて小さくなっている。

第Ⅲ－12表　制度別・世帯の主要な収入源別　構成割合

		計	厚生年金のみ	厚生年金と基礎年金の両方	基礎年金のみ	寡婦年金
						（単位：%）
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
主要な収入源が1つ	自己の年金	53.4	54.0	26.1	16.8	9.2
	自己の労働収入	3.4	2.9	24.8	36.0	26.5
	子供の収入	9.0	9.2	0.5	0.5	12.0
	子供以外の親族の収入	0.6	0.6	0.7	1.1	0.7
	財産収入	0.7	0.7	0.6	0.7	2.7
	生活保護費	0.4	0.4	0.3	1.4	0.8
	その他	0.9	0.9	1.4	1.8	1.9
主要な収入源が2つ	自己の年金と自己の労働収入	5.5	5.0	32.8	30.1	12.6
	自己の年金と子供の収入	12.8	13.0	1.4	0.4	6.3
	自己の年金と子供以外の親族の収入	1.0	1.0	1.6	0.8	0.4
	自己の労働収入と子供の収入	0.6	0.5	0.8	1.5	10.7
	自己の労働収入と子供以外の親族の収入	0.0	0.0	0.8	1.3	1.1
	自己の年金と財産収入	2.6	2.6	1.5	0.8	2.1
	自己の年金と生活保護費	0.3	0.3	0.3	0.5	0.7
	その他の組合せ	3.2	3.2	4.4	4.5	7.3
不詳		5.5	5.5	2.1	1.8	4.9

注：複数回答である（主なもの２つまで回答）。

（５）世帯支出

「（５）世帯支出」については、数値精査中のため、掲載を一時中止しております。

（６）生活保護の状況

遺族年金受給者のうち、生活保護を受給している者の割合をみると、制度全体で1.3%となっている。なお、平成26年度の保護率（日本における生活保護受給人口の全人口に対する割合）は約1.7%となっている。

第Ⅲ－14表　制度別・生活保護の受給の有無別　構成割合

	生活保護の受給状況			
	計	受給している	受給していない	不詳
				（単位：%）
計	100.0	1.3	95.7	3.0
厚生年金のみ	100.0	1.3	95.7	3.1
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	0.9	98.2	0.9
基礎年金のみ	100.0	3.0	96.0	1.0
寡婦年金	100.0	1.6	95.6	2.7

（参考）保護率（日本における生活保護受給人口の全人口に対する割合）1.70%

出典：被保護者調査(平成26年度(月次調査確定値))

４．住居の状況

受給者の住宅の種類を受給者の年齢階級別にみると、いずれの年齢階級においても「持ち家」の割合が最も多く、55歳以上の階級ではおおむね全体の８割程度を占めている。また、年齢が上がるにつれて「持ち家」の割合は増加し、逆に「民間賃貸住宅」の割合は減少する傾向にある。

第Ⅲ－15表　年齢階級別・住宅の種類別　構成割合（制度計）

	住宅の種類							
	計	持ち家	民間賃貸住宅	給与住宅	都市再生機構等	公営住宅	借間・その他	不詳
								（単位：%）
計	100.0	79.0	6.5	0.1	2.0	3.4	7.2	1.9
～34	100.0	57.5	24.5	－	－	6.7	11.3	－
35～44	100.0	59.7	20.2	0.5	1.1	5.8	10.4	2.4
45～54	100.0	74.7	14.2	0.2	1.2	4.5	4.5	0.7
55～64	100.0	79.6	9.0	0.2	2.0	3.4	5.3	0.5
65～74	100.0	80.8	7.3	0.1	2.4	4.1	4.2	1.2
75～	100.0	78.6	5.6	0.1	1.8	3.0	8.5	2.4

「第Ⅲ－16表　住宅の種類別・１か月あたりの家賃別　構成割合」については、数値精査中のため、掲載を一時中止しております。